



2016年 1月 18日

大仙市議会

議長 千葉 健 様

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 泉谷 みどり

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



秋田県労働組合総連合

議長 星野 博之

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX 018-834-1816



労働時間と解雇の規制強化を求める陳情

日ごろからのご奮闘に心より敬意を表します。

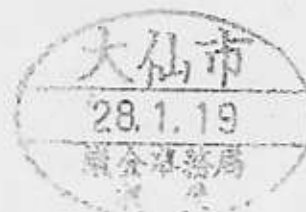
さて、健康で文化的な生活が保障される社会を実現するには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制と安定した雇用が必要です。今、労働の現場では、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交代制労働、常に雇用不安に苛まされる非正規雇用が広がり、心身の健康を損なう人が後を絶ちません。「過労死等防止対策推進法」の制定後もなお、過労死や過労自殺する人が続出する事態にあり、そこからの脱却は急務です。

こうした折に、労働時間や解雇の規制を緩和し、不安定な派遣労働を広げるなど言語道断です。今、求められているのは、心身の健康を無視した働き方・働かせ方や不安定雇用の濫用を規制し、労働時間短縮と安定した雇用を実現するための法制度の整備です。男女が共に働き、子を産み育てられる社会を実現するため下記の課題の実現が求められると考えます。

こうしたことを踏まえ、貴議会において国に向けた意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 労働基準法の改正においては、「労働時間規制の適用除外の拡大」（高度プロフェッショナル制度）や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わず、長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交代制労働について、「規制強化」を図ること。
2. 期間の定めのない直接雇用の労働契約を原則とする社会をめざし、労働者派遣法を早急に改正すること。改正に当たり、派遣労働は臨時的・一時的かつ専門性の高い業務に限定し、正社員との均等待遇を保障すること。
3. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。



以上